令和８年（フ）第６１号
山口県岩国市保津町１丁目19番32号
債務者　角　亜紀子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２４１号
徳島県徳島市南二軒屋町石井利1339番地３仁木ハイツ101号室、住民票上の住所徳島県徳島市八万町千鳥55番地の１　フレグランド千鳥305号
債務者　佐野美智子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８２７号
熊本市東区西原３丁目２番８―503号
債務者　園田　真弥
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９２号
神戸市長田区名倉町２丁目４番11号
債務者　松本　光代
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２９号
神戸市兵庫区福原町30番16―１―504号
債務者　松田　夢海
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４０号
神戸市須磨区大池町５丁目14番11号　ＬａＭａｉｓｏｎ大池町303、従前の住所神戸市西区持子３丁目122番地の８
債務者　伊藤佐智子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６０号
神戸市垂水区潮見が丘２丁目１番10号、従前の住所神戸市西区天が岡26番地の18
債務者　笹井多鶴子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９０号
神戸市北区大脇台８番１―103号
債務者　能美　大補
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―709号
債務者　野元　広樹
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１７号
神戸市中央区筒井町２丁目３―18　広島屋第１ハイツ501、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町朝日町27番地　サンロイヤル新居壱番館405号
債務者　前原　知果
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１９号
神戸市垂水区青山台５丁目５番８―201号、従前の住所神戸市西区美賀多台１丁目９番地の２　２―902号
債務者　石原　知樹
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４２号
兵庫県三田市狭間が丘２丁目16番地23、従前の住所兵庫県三田市三輪４丁目12番16号
債務者　Ａｍｅｒｉｃａｎ　ｆｒｅｅ　ｃａｆｅ　８　ｍｉｌｅ　こと　床並　桂輔
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４４号
神戸市東灘区住吉山手４丁目14番12―105号
債務者　大坪　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５３号
神戸市灘区篠原北町３丁目６番20号、従前の住所東京都大田区西糀谷１丁目９番14―507号
債務者　亀田　桃花
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６３号
神戸市垂水区青山台６丁目１番６―273号
債務者　池田彌和子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７８号
神戸市長田区上池田１丁目11番10号
債務者　城本亜李紗
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部